札幌法務局日高支局標準文書保存期間基準

令和5年9月12日改定

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例		分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
1	訓令及び通達の 制定又は改廃及 びその経緯		①業務に常時利 用するものとして 継続的に保存す べき行政文書	•訓令•通達	大分類 日高支局	一 中分類 訓令・通達	名称(小分類) 令和○○年度訓令·通達(庶 務)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	別表1の事項 14を参酌
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(職員)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令·通達	令和〇〇年度訓令·通達(会計)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令·通達	令和〇〇年度訓令·通達 (統括監査専門官)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令·通達	令和〇〇年度訓令·通達(訟務)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達 (民事行政調査事業)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(総務)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(戸籍·国籍)	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(供託)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(遺言書保管)	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して30年	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(不動産登記)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(商業·法人登記)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令·通達(人 権)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度訓令・通達 (登記情報システム等)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				・例規集 管理・運営に関する訓令・通 達	日高支局	例規	例規集(管理·運営)	常用	廃棄		別表1の事項 22を参酌
				・例規集 実務編	日高支局	例規	例規集(実務編)	常用	廃棄		
			②①以外のもの で継続的に保存 する必要のない 行政文書	・訓令・通達 (所管事務以外のもの)	日高支局	訓令・通達	令和〇〇年度所掌以外の訓令・通達	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	別表1の事項 14を参酌
2	文書の管理等に 関する事項	文書の管理	①行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準	日高支局	標準文書保存基準 (現行)	支局標準文書保存期間基準	常用	廃棄		別表1の事項 22を参酌

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例		分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
			・標準文書保存期間基準の 制定又は改廃に係る決裁文 書	大分類 日高支局	中分類 標準文書保存基準	名称(小分類) 令和〇〇年度保存期間基準 の制定・改正	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		②行政文書ファイル等の管理に関する文書(ただし、①に当たるものを除く。)	・行政文書のファイルの管理 に関する決裁文書 ・移管に関する決裁文書 ・廃棄に関する決裁文書	日高支局	行政文書の管理	令和○○年度帳簿書類の保 管・廃棄	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		③取得した文書 管理を行うための 帳簿	•受付簿	日高支局	管理するための帳簿	令和○○年受付簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て5年	廃棄	文書管理システム内	
			•書留受付•配布簿	日高支局	管理するための帳簿	令和〇〇年度書留郵便受付・ 配布簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して1年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	(備え付けていない)
			•秘密文書管理簿	日高支局	管理するための帳簿	令和〇〇年度秘密文書管理 簿	最終の指定 解除の日度の 属で の の の の の の の の の り し て り り の り り の り り の り り り り り り り り り り	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
			- 庁外送付簿	日高支局	管理するための帳簿	令和〇〇年度庁外送付簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して1年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		④決裁文書の管 理を行うための帳 簿	・決裁簿	日高支局	管理するための帳簿	令和○○年決裁簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て30年	廃棄	文書管理システム内	
		⑤訓令・通達・例 規以外の送付文 書	・他局、局内各課等からの連絡に関する決裁文書	日高支局	連絡文書	令和○○年度通知・連絡書類 (庶務課)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類 (職員課)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類 (会計課)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知·連絡書類 (統括監查専門官)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類 (訟務)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知·連絡書類 (民事行政調査官室)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類 (総務課)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類 (戸籍課)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類 (供託課)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	連絡文書	令和○○年度遺言書保管に 関する通知・連絡書類	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
				日高支局	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類 (登記情報システム管理官室)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	十八粨	分類例 中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
					<u>大分類</u> 日高支局	連絡文書	名称(小が類) 令和〇〇年度通知・連絡書類 (法人登記部門)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
3		沿革に関する重 要な経緯	沿革に関する文 書	-沿革誌	日高支局	組織	沿革誌	常用	廃棄		
	策の運用に関する	体制の整備に関 する重要な経緯	情報セキュリテイ 関係規定に基づ く許可申請(届 出)又は報告等	·許可申請、届出等 ·障害発生報告書等	日高支局	情報セキュリティ	令和〇〇年度情報等持出許可申請·届出	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局	情報セキュリティ	令和〇〇年度基盤システムに 係る申請書類	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年		令和2年8 月24日札 庶第371号	
					日高支局	情報セキュリティ	利用許可媒体等管理簿	常用		令和2年8 月24日札 庶第371号	
					日高支局	情報セキュリティ	基盤システム共用識別コード管理表	常用		令和5年1 月16日付 け民事局基 盤システム 部局管理者 事務連絡	
5		止に関する経緯	公印の使用・廃 止の届出に関す る文書	・公印の使用・廃止届けに関する決裁文書	日高支局	公印	令和〇〇年度公印使用開始・ 廃止届出等(原議)	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
6		こと		・防災業務計画に関する文書 ・防災訓練実施に関する文書	日高支局	防災	令和○○年度防災業務	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
			例規	・防災・国民保護実施要領	日高支局	防災	防災·国民保護実施要領	常用	廃棄		
			危機管理体制に 関する文書	・危機管理マニュアル	日高支局	防災	危機管理マニュアル	常用	廃棄		
			業務継続計画の 策定及び改正に 関する文書	•業務継続計画	日高支局	防災	業務継続計画	常用	廃棄		
7			の準備・開催通 知・決定内容に関 する記録がされ	・会議・会同等の開催等に関する決裁文書 ・配布資料 ・各種会同等の結果等に関する決裁文書	日高支局	会議・会同	令和〇〇年度会議·会同 (支局長·総務関係会議)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		別表1の24を 参酌
					日高支局	会議・会同	令和〇〇年度会議·会同 (登記事務関係会議)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		
	査に関する事項	な経緯		アップに関する文書 ・監査結果報告書等	日高支局	指導·監査	令和〇〇年度事務指導・監査	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
	見・相談に関する 事項	する意見・相談	回答文書	による意見要望	日高支局	意見・要望	令和○○年度意見等受付帳	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
10		施に関する重要	施状況が記録された文書	・研修員推薦、決定及び研修実施通知 ・講師依頼に関する決裁文書 ・事例研究、セミナー等に関する文書 ・研修修了に関する文書 ・考査・表彰・昇給に関する 文書	日高支局	研修	令和○○年度研修	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		(別表1事項1 3を参酌)
11	する事項	(1)職員の勤務時間・休暇に関すること	①超過勤務に関		日高支局	勤務時間·休暇	令和〇〇年度超過勤務等命 令簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年3 月	廃棄	人事	備考二
			②出勤に関する 文書	-出勤簿	日高支局	勤務時間·休暇	令和〇〇年出勤簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て5年	廃棄	人事	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	L (A MOT	分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
			•非常勤職員出勤簿	日高支局	<u>中分類</u> 勤務時間・休暇	名称(小分類) 令和〇〇年非常勤職員出勤 簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て5年		人事	
		③休暇に関する 文書	・休暇簿	日高支局	勤務時間·休暇	令和〇〇年休暇簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て3年	廃棄	人事	
		④勤務時間の割 振りに関する文 書	・週休日の振替通知	日高支局	勤務時間・休暇	令和〇〇年振替通知簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て3年	廃棄	人事	
			•代休日指定簿	日高支局	勤務時間·休暇	令和〇〇年代休日指定簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て3年	廃棄	人事	
			•勤務時間区分指定表	日高支局	勤務時間・休暇	令和〇〇年度勤務時間割振り 区分指定簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄	人事	
		⑤異動者の出勤 状況に関する文 書	・出勤状況報告	日高支局	勤務時間・休暇	令和〇〇年度出勤状況報告 書	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して1年	廃棄	人事	
	(2)職員の給与及び手当に関すること	手当届出·手当 認定簿	•管理職員特別勤務実績簿	日高支局	手当	令和〇〇年度管理職員特別 勤務実績簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年1 月	廃棄	人事	
			·管理職員特別勤務手当整理簿	日高支局	手当	令和〇〇年度管理職員特別 勤務手当整理簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年1 月	廃棄	人事	
			•管理職員特別勤務手当報 告書	日高支局	手当	令和〇〇年度管理職員特別 勤務手当報告書	作成の日かて3 年を日のの日かて3 年を日のの経済を日のの経済を日のの終年日のの終年日のの終までの間		人事 令和2年4 月1日年度 管理に変更	
			・通勤届(写し)	日高支局	手当	通勤届写し(現行)	常用	廃棄		
				日高支局	手当	令和〇〇年度通勤届写し(非現行)	届出日本 は を は を は を な の の の の の の の の の の の の の の の の の の	廃棄		
			・住所届	日高支局	手当	住所届	常用	廃棄		
			•住所届(非現行)	日高支局	手当	住所届(非現行)	確認に長った 日の 日本	廃棄		
		非常勤職員の雇用等に関する文書	・雇用に関する文書 ・諸手当等に関する文書	日高支局	非常勤職員	令和○○年度非常勤職員	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		
	(4)引継に関する 経緯	事務引継に関する事項文書	•事務引継報告書	日高支局	引継	令和〇〇年度事務引継報告 書	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		
	決算報告書並び に国の債務に関	告書並びにその 作製の基礎と なった意思決定 及び当該意思決	•旅行命令簿	日高支局	出張	令和〇〇年度旅行命令簿	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		(別表1事項15を参酌)

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例		分類例	# # / .l. / \ \\ \	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
		経緯	記録された文書	・出張計画書 ・出張旅程表 ・復命書	日高支局	出張 出張	名称(小分類) 令和〇〇年度出張計画書	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年			
				·外出計画書 ·外出旅程表 ·復命書	日高支局	出張	令和○○年度外出簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
			②物品の出納・ 保管に関する書 類	・郵便切手受払の帳簿	日高支局	郵便切手	令和○○年度郵便書留簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		
			③物品の払出・ 受入及び受領に 関する書類	- 物品受領命令簿	日高支局	物品管理	令和〇〇年度物品受領命令 簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して1年	廃棄		
				- 物品返納命令書	日高支局	物品管理	令和〇〇年度物品返納命令 書	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して1年	廃棄		
				·納品書(原本) ·納品確認票	日高支局	物品管理	令和○○年度納品確認票	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				- 自動車燃料受払簿	日高支局	物品管理	令和〇〇年度自動車燃料受払票 (写し)	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して1年	廃棄		
			④給与支給額の 計算に関する書 類	- 勤務時間報告書	日高支局	給与簿	令和〇〇年度勤務時間報告 書 (写し)	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
13	遺失物に関する事 項	遺失物の保管・ 管理に関する経 緯	遺失物の保管・ 管理に関する書 類	·遺失物等物件管理明細書 ·遺失物等物件管理表 ·遺失物等物件照会簿	日高支局	会計事務	令和〇〇年度遺失物関係書 類	作成の日の 属する年度 の翌年4月 1日から起 算して10年	廃棄		
14	庁用車に関する 事項	庁用車の運行管 理に関する経緯	庁用車の運行に 関する日誌	•乗用車運行日誌	日高支局	庁用車	令和○○年度乗用車運行日 誌	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
15	統括監査専門官 に関する事項	乙号事務の包括 的民間委託に関 する経緯	乙号事務の包括 的民間委託に関 する文書	・乙号事務の包括的民間委託に関する報告 ・委託元責任者との連絡に関する文書	日高支局	包括的民間委託	令和○○年度乙号事務の包 括的民間委託	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
16	訟務事務に関す る事項	関を当事者とする 訴訟の提起その 他の訴訟に関す る重要な経緯(本	関する文書 ②訴訟における	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書	日高支局	事件記録(本案訴訟 事件)	札幌地方裁判所令和〇〇年 (〇)第〇〇号(弁論関係書 類)	訴訟が終結 する日に係 る特定日以 後10年		事件記録編 成要領第3 の1の第1 分類	
		案訴訟事件のうち処理を担当した実施事件に限る。)	主張又は立証に関する文書	・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書							
				·書証 ·証人等調書	日高支局	事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇) 第〇〇号(証拠関係書類)	訴訟が終結 する日に係 る特定日以 後10年		事件記録編 成要領第3 の2の第2 分類	
		た業務の区分の うち訴訟の提起 その他の訴訟に 関する重要な経 緯に当たらないも	訴訟代理権及び 訴訟費用等に関 する文書	・指定書、選任書、訴訟代理 権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当 金に関する書類	日高支局	事件記録(本案訴訟 事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇) 第〇〇号(その他の書類)	訴訟が終結 する日に係 る特定日以 後1年		事件記録編 成要領第3 の3の第3 分類	
		関を当事者とする 訴訟の提起その 他の訴訟に関す		·訴状 ·期日呼出状	日高支局	事件記録(本案訴訟 事件以外)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇) 第〇〇号	訴訟が終結 する日に係 る特定日以 後10年	廃棄		
		案訴訟事件以外で処理を担当した事件に限る。)	②訴訟における 主張又は立証に 関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書	_						
			訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・証人等調書 ・指定書、選任書、訴訟代理 権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当 金に関する書類							

	事項	業務の区分	当該業務に係る	行政文書の具体例		分類例	I	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
		(4)(1)~(3)に掲	行政文書の類型 文書の管理を行	-事件簿	大分類 日高支局	中分類 訟務一般	名称(小分類) 令和〇〇年事件簿	取得の日の			大庄尹埙/
		げられた業務に より取得した文書 の管理	う帳簿類	争计净	口向义问	高品 化分 一 利文	り和〇〇牛争肝海	属する年の 翌年の初日 から起算し て30年) 完果		
		(5)訟務の管理・ 企画	訟務の管理・企 画に関する資料	・本省から送付される訟務資料・訟務月報・訟務時報・その他	日高支局	訟務一般	訟務資料(〇〇〇〇)	常用	廃棄		
17	戸籍事務に関す る事項	(1)市区町村職員に対する研修に関する経緯	研修の決裁内容 又は了解内容が 記載された文書	・研修の開催等に係る決裁 文書 ・開催通知、配布資料 ・導入研修 ・初級者研修	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度戸籍事務研修 (市町村職員)	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		(2)届書、戸籍副 本等の保管に関 する経緯	届書、戸籍副本 等の保管・管理に 関する文書	・保存簿 (届書、戸籍副本、除籍副 本、マイクロ保存簿)	日高支局	戸籍事務	令和○○年戸籍保存簿	取得した日 の属する年 の翌年の初 日から起算 して30年	廃棄	規定7	
				•除籍副本送付目録	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度除籍副本送付 目録	取得した日 の属する年 度の初日から 起算して25 年	廃棄	規定30 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				- 戸籍副本送付目録	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度戸籍副本送付 目録	取得した日の属する年度の初日から起算して25年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				•25年経過戸籍副本送付目 録	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度25年経過戸籍 副本送付目録	取得した日の属する年度の初日から起算して25年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		(3)市区町村の事 務取扱等に関す る経緯		·戸籍事務管理簿(理事者 名簿、印鑑簿、担当者名簿)	日高支局	戸籍事務	戸籍事務管理簿	取得した日の属する年の翌年の初日から起算して30年	廃棄	規定7	
				·除却戸籍事務管理簿(理事者名簿、印鑑簿、担当者名簿)	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度除却戸籍事務 管理簿	取得した日 の属する年度の初日から 起算して5 年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
			②戸籍事務官掌 者等の報告文書	・戸籍事務官掌者の就職報告 ・職印、認印の報告 ・事務所の位置、名称の変 更報告 ・補助者の異動報告等	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度市区町村から の戸籍事務報告	取得した日の属する年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		(4)戸籍等の滅 失・再製に関する 経緯	戸籍簿の滅失、再製、補完に関する文書	・戸、除籍簿の滅失報告・戸、除籍簿の再製報告・除籍簿のマイクロ化報告	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度戸籍簿の滅失、 再製、補完及びマイクロ関係 書類	取得した日の属する年度の初日から起算して10年	廃棄	規定10~1 6 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	(昭39.2.27民 甲381通達)
		(5)戸籍事務の照 会・回答に関する 経緯	戸籍事務の照会 及び回答に関す る文書	・照会回答票	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度照会・回答	作成した日 の属の翌年年度 の初算して5 年	廃棄	規定36 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		(6)市区町村との 会議・打合せに関 する経緯		・主管課長会議、月例集合 研究会等の開催通知及び結 果報告	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度戸籍の会議等	作成した日 の属の翌年年度 の初日から 起算して5 年	廃棄	規定20 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		(7)戸籍事務協議会の総会等に関する文書		・協議会総会及び協議会研 修会の開催等に関する文書	日高支局	戸籍事務	令和○○年度戸籍事務協議 会	作成した日 の属する年 度の初日から 起算して5 年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		(8)戸籍事務担当 者等の表彰に関 する経緯	戸籍事務担当者 等の表彰に関す る決裁文書	·法務大臣表彰 ·札幌法務局長表彰等	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度表彰	作成した日 の属する年 度の初日から 起算して10 年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
		(9)市区町村に対 する助言・指示に 関する経緯	戸籍事務に関する助言・指示に関する決裁文書	・事務所の災害報告 ・特殊事件報告 ・不服申立て等の報告等	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度助言·指示	作成した日 の属する年 度の翌年度 の初日から 起算して5 年	廃棄	規定6、1 3、22 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	Laster	分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
	(10)戸籍事務の コンピュータ化に 関する経緯	戸籍のコンピュー タ化に関する報 告文書等	- 戸籍の改製作業着手報告 ・指定の申出 ・その他	大分類 日高支局	戸籍事務	名称(小分類) 令和〇〇年度戸籍のコン ピュータ化	作成した日 の属する年 度の初日から 起算して10 年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(11)戸籍訂正の 許可等に関する 経緯	戸籍訂正・記載 許可に関する文書	• 戸籍訂正事件簿	日高支局	戸籍事務	令和○○年度戸籍訂正事件 簿	作成した日 の属する年度の初日から の初りして10年	廃棄	規定37 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
			・戸籍訂正・記載許可申請書	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度戸籍訂正許可 申請書	取得した日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(12)受理・処理照会に関する経緯	受理・処理照会に 関する文書	·戸籍届出受理照会等事件 簿	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度戸籍届出受理 照会等事件簿	作成した日 の属する年 度の翌年度 の初日から 起算して10 年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
			・戸籍届出受理・処理照会に 関する文書	日高支局	戸籍事務	令和OO年度戸籍届出受理 照会	作成した日 の関連を の初日 の初日 の初 の の の の の の の の の の の の の の	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(13)婚姻用件具 備証明書の発行 に関する経緯	婚姻要件具備証 明書の発行手続 等に関する文書	·要件具備証明書交付簿 ·要件具備証明書交付申請 書	日高支局	戸籍事務	令和○○年度要件具備証明	作成した日 の属する年 度の初日から 起算して3 年	廃棄	規定32 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(14)在留外国人の死亡に関すること	在留外国人の死亡に関する文書	・在留外国人の死亡届	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度在留外国人の 死亡通知報告	取得した日の属する年度の初日から起算して3年	廃棄	58.10.24 民二第611 5 令和2年4 月1日から 年度管理に	
	(15)戸籍届書の 閲覧等に関する 経緯	戸籍届書の閲覧 及び証明書交付 申請に関する文 書	·届書閲覧申請書 ·届書記載事項証明交付申 請書	日高支局	戸籍事務	令和○○年度閲覧·証明書交付申請書	取得した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	変更 規定31 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(16)届書類の裁 判所等への送付 に関する経緯	届書類の裁判所 等への送付嘱託 に関する文書		日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度届書類送付嘱 託	作成した日 の属する年 度の翌年度 の初日から 起算して3 年	廃棄	規定34 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(17)戸籍謄抄本の不交付決定等に関する経緯		・戸籍謄・抄本不交付決定 書	日高支局	戸籍事務	令和〇〇年度戸籍謄·抄本不 交付決定書類	取得した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	H20.4.7民 一第1000 号の第4 令和2年4 月1日から 年度	
			・戸籍謄・抄本不交付決定 の審査請求書等	日高支局	戸籍事務	令和○○年度戸籍謄·抄本不 交付決定の審査請求書類	取得した日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	変更 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(18)戸籍事件の 不服申立・訴訟に 関する経緯		・不服申立、訴訟に関する文書	日高支局	戸籍事務	令和○○年不服申立・訴訟	事案の処理 が完結した 日に係る特 定日から10 年	廃棄		
	資料に関すること		・大阪だより ・戸籍時報 ・戸籍 ・成年後見登記事項証明書 発行等に関する資料	日高支局	戸籍事務	戸籍事務資料	常用	廃棄		
	(20)戸籍の現地指導に関する文書	戸籍の現地指導に関する記録	・戸籍事務指導票	日高支局	現地指導	令和〇〇年度現地指導票	作成の日の 属する年度の 初日な3年 りして3年		△ ₹0.5 × ×	미호교
10 /#年11-88十7 本**	(21)統計及び調査に関すること	る文書	・統計・諸表に関する文書	日高支局	統計	令和〇〇年度統計·諸表	作成の日の 属する年度の 初日から起 算して3年			別表1事項28 を参酌
18 供託に関する事項	供託事務に関すること	供託に関する照会及び回答文書	・供託に関する照会、回答文 書	口尚文局	照会回答	令和〇〇年度照会、回答	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃集		

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例		分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
			//	大分類	中分類	名称(小分類)	W ===			
		供託事務処理システムの運用等 に関する文書	・供託事務処理システムに 関する操作マニュアル	日高支局	供託事務	供託事務処理システム操作マニュアル(現行)	常用	廃棄		
		金銭の供託の受理及び払渡しの認可について記録する文書	•金銭供託元帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度金銭供託元帳	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	(※システムには 登録していませ ん。)
		有価証券の供託 の受理及び払渡 しの認可につい て記録する文書	•有価証券供託元帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度有価証券供託 元帳	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		振替国債の供託 の受理及び払渡 しの認可につい て記録する文書	•振替国債供託元帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度振替国債供託 元帳	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		金銭の供託の受理及び払渡しの認可について記録された電磁的記録	・金銭供託元帳ファイル	日高支局	供託事務	令和〇〇年度金銭供託元帳 ファイル	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		有価証券の供託 の受理及び払渡 しの認可につい て記録された電 磁的記録	・有価証券供託元帳ファイル	日高支局	供託事務	令和〇〇年度有価証券供託 元帳ファイル	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		振替国債の供託 の受理及び払渡 しの認可につい て記録された電 磁的記録	・振替国債供託元帳ファイル	日高支局	供託事務	令和〇〇年度振替国債供託 元帳ファイル	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		現金の出納を登 記するための帳 簿	•現金出納簿	日高支局	供託事務	令和〇〇年度現金出納簿	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供準	
		各日ごとの供託 有価証券の受払 について記録した 帳簿	•供託有価証券受払日計簿	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託有価証券 受払日計簿	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		各日ごとの供託 振替国債の受払 について記録した 帳簿	•供託振替国債受払日計簿	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託振替国債 受払日計簿	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		供託事件の内容 及び受入れから 払渡しに至るまで の経過が記録さ れた文書	・供託書副本	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託書副本	最終の払渡 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		供託事件の内容 及び受入れから 払渡しに至るまで の経過が記録さ れた電磁的記録	・副本ファイル	日高支局	供託事務	令和〇〇年度副本ファイル	最終の払渡 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	供規	
		供託関係の変動 等に関する文書 を編てつした帳簿	•供託受諾書 •譲渡通知書 •(仮)差押命令書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度譲渡通知書等 つづり込帳	払渡をした 年度の翌年 度から10年	廃棄	供規	H27.12.10供 託課指示
		供託関係帳簿の 保存状況を把握 するための帳簿	•供託関係帳簿保存簿	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託関係帳簿 保存簿	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら30年	廃棄	供準	
		小切手の振出枚数、廃棄枚数及び残存枚数等を管理するための帳簿	•小切手用紙検査簿	日高支局	供託事務	令和〇〇年度小切手用紙検 査簿	当該年度 (数年度分 を合けた ときはその 最終年度) の翌年度か ら10年	廃棄	供準	
		保管金に関する帳簿	•保管金払込書原符	日高支局	供託事務	令和〇〇年度保管金払込書 原符つづり込帳	当該年度の 翌年度から 10年	廃棄	供準	
		保管金に関する帳簿	•保管金領収証書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度保管金領収証 書つづり込帳	当該年度の 翌年度から 10年	廃棄	供準	
		供託有価証券受託証書	•供託有価証券受託証書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託有価証券 受託証書つづり込帳	当該年度の 翌年度から 10年	廃棄	供準	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	L O NOT	分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
		振替国債受払通知	•振替国债受払通知	大分類 日高支局	世分類 供託事務	名称(小分類) 令和〇〇年度振替国債受払 通知つづり込帳	当該年度の 翌年度から 10年		供準	
		オンラインによる 供託の出納に関 する通知書	•領収済通知書 •支払済通知書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度オンライン出納 関係通知つづり込帳	作成した日 の属する年 度の翌年度 の初日から 10年	廃棄	供準	
		金銭供託書に添付された書類に関する帳簿	・資格証明書(登記された法 人以外の法人、破産管財人 等)	日高支局	供託事務	令和〇〇年度金銭供託書添 付書類等つづり込帳	供託を受理 した年度の 翌年度から 10年	廃棄	供準	
		有価証券供託書 に添付された書 類に関する帳簿	・資格証明書(登記された法 人以外の法人、破産管財人 等)	日高支局	供託事務	令和〇〇年度有価証券供託 書添付書類等つづり込帳	供託を受理 した年度の 翌年度から 10年	廃棄	供準	
		振替国債供託書 に添付された書 類に関する帳簿	•資格証明書(登記された法 人以外の法人、破産管財人 等)	日高支局	供託事務	令和〇〇年度振替国債供託 書添付書類等つづり込帳	供託を受理 した年度の 翌年度から 10年	廃棄	供準	
		供託金払渡請求 書及びその添付 書類	・供託金払渡請求書 ・印鑑証明書 ・譲渡通知書 ・差押命令書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託金払渡請 求書類つづり込帳	払渡しをした年度の翌年度から10年	廃棄	供準	
		供託有価証券払 渡請求書及びそ の添付書類	·供託有価証券払渡請求書 ·印鑑証明書 ·譲渡通知書 ·差押命令書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託有価証券 払渡請求書類つづり込帳	払渡しをし た年度の翌 年度から10 年	廃棄	供準	
		供託振替国債払 渡請求書及びそ の添付書類	·供託振替国債払渡請求書 ·印鑑証明書 ·譲渡通知書 ·差押命令書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託振替国債 払渡請求書類つづり込帳	振替をした 年度の翌年 度から10年	廃棄	供準	
		支払委託に関する文書	•支払委託書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度支払委託書類 つづり込帳	最終の払渡 しをした年 度の翌年度 から10年	廃棄	供準	
		払渡済金銭供託 書副本	*払渡済金銭供託書副本	日高支局	供託事務	令和〇〇年度払渡済金銭供 託書副本つづり込帳	最終の払渡 しをした年 度の翌年度 から10年	廃棄	供規	
			·払渡済有価証券供託書副 本	日高支局	供託事務	令和〇〇年度払渡済有価証券供託書副本つづり込帳	最終の払渡 しをした年 度の翌年度 から10年	廃棄	供規	
		払渡済振替国債 供託書副本	·払渡済振替国債供託書副 本	日高支局	供託事務	令和〇〇年度払渡済振替国 債供託書副本つづり込帳	最終の払渡 しをした年 度の翌年度 から10年	廃棄	供規	
		供託金利息請求 書及びその添付 書類	・供託金利息請求書 ・印鑑証明書 ・譲渡通知書 ・差押命令書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託金利息請求書類つづり込帳	利息を払渡 した年度の 翌年度から 5年	廃棄	供準	
		供託有価証券利 札請求書及びそ の添付書類	·供託有価証券利札請求書 ·印鑑証明書 ·譲渡通知書 ·差押命令書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託有価証券 利札請求書類つづり込帳	利札請求書 の1通を交 付した年度 の翌年度か ら5年	廃棄	供準	
		みなし供託書正本請求書及びそ の添付書類	・みなし供託書正本請求書・印鑑証明書・譲渡通知書・差押命令書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託書正本・みなし供託書正本請求書類つづり込帳	当該年度の 翌年度から 10年	廃棄	供準 令和4年3 月15日変 更	
		供託金利子補て ん請求に関する 文書	・供託金利子補てん請求書・供託金利子支払明細・振替済通知書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託金利子補 てん請求書つづり込帳	当該年度の 翌年度から 3年	廃棄	供準	
		供託金政府所得調書	•供託金政府所得調書	日高支局	供託事務	令和○○年度供託金政府所 得調書つづり込帳	当該年度 (数年度分 を合冊した ときはその 最終年度) の翌年度か ら10年	廃棄	供準	
		小切手に関する 帳簿	·未払小切手調査表 ·保管金月計突合表	日高支局	供託事務	令和〇〇年度未払小切手調 査表つづり込帳	当該年度の 翌年度から 5年	廃棄	供準	

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例		分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
		未払有価証券調 査表及び未払振 替国債調査表	·未払有価証券調査表 ·未払振替国債調査表 ·供託有価証券月計突合表	大分類 日高支局	世分類 供託事務	名称(小分類) 令和〇〇年度未払有価証券 調査表つづり込帳	当該年度の 翌年度から 5年		供準	
		小切手に関する帳簿	・供託金小切手の原符	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託金小切手 原符つづり込帳	当該年度(数年度分を合けたときは年度)の翌年度のの310年度か	廃棄	供準	他の年度と合算するため、保存期間が始まったら文書管理システムに搭載する。
		国庫金の振替に関する文書	・国庫金振替書原符 ・振替済書 ・納入告知書の領収証書 ・国庫金送金請求書 ・国庫金振込請求書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度国庫金振替関 係書類つづり込帳	ら10年 当該振替え した年度の 翌年度から 10年	廃棄	供準	
		審査請求に関する文書	·審査請求書 ·裁決書謄本	日高支局	供託事務	令和〇〇年度審査請求書類 つづり込帳	当該年度の 翌年度から 5年	廃棄	供準	
			・供託金年度別現在高表 又は ・年度別日計表、受入種類 別月計表及び年度別払渡月 計表 又は ・年度別月計表	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託金年度別 現在高表つづり込帳	当該年度 (数年度分 を合はその 最終年度) の翌年度 ら10年	廃棄	供準	
		統計に関する文書	・供託事件月表	日高支局	供託事務	令和〇〇年度諸表つづり込帳	当該年度 (数年度分 を合冊した ときはその 最終年度) の翌年度か ら10年	廃棄	供準	
		却下決定書、閲 覧申請書及び証 明申請書等に関 する文書	・受理の失効した供託に係る供託書及びその添付書類・供託の申請、供託物払済 ・供託の申請、供託物払済 ・関覧申請書及び証明申請 書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度雑書つづり込帳		廃棄	供準	
		当座預金出納簿	・当座預金出納簿	日高支局	供託事務	令和○○年度当座預金出納 簿	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら10年	廃棄	平10.11.2 6民四第20 98号通達	
		供託金入金通知書	•供託金入金通知書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託金入金通 知書つづり込帳	当該年度の 翌年度から 5年	廃棄	平10.11.2 6民四第20 98号通達	
		付簿	・当座小切手等送付簿	日高支局	供託事務	令和○○年度当座小切手等 送付簿	当該年度の 翌年度から 10年		平10.11.2 6民四第20 98号通達	
		当座小切手の原符	・当座小切手の原符	日高支局	供託事務	令和○○年度当座小切手原 符つづり込帳	当該年度の 翌年度から 10年	廃棄	6民四第20 98号通達	他の年度と合算するため、保存期間が始まったら文書管理システムに搭載する。
		供託金払渡請求 事件の進行管理 のための帳簿	•供託金払渡請求受付帳	日高支局	供託事務	令和○○年度供託金払渡請 求受付帳	当該年度の 翌年度から 5年	廃棄	供準	
		供託有価証券払 渡請求事件の進 行管理のための 帳簿	·供託有価証券払渡請求受付帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託有価証券 払渡請求受付帳	当該年度の 翌年度から 5年	廃棄	供準	
		供託振替国債払 渡請求事件の進 行管理のための 帳簿	•供託振替国債払渡請求受 付帳	日高支局	供託事務	令和○○年度供託振替国債 払渡請求受付帳	当該年度の 翌年度から 5年	廃棄	供準	
		振り出した小切手 の日本銀行にお ける支払の有無 を確認するため の帳簿	•小切手調査簿	日高支局	供託事務	令和○○年度小切手調査簿	当該年度の 翌年度から 3年	廃棄	供準	
		書類の発送接受 について記録した 帳簿	•送付書類等受発送簿	日高支局	供託事務	令和〇〇年度送付書類等受 発送簿	当該年度の 翌年度から 3年	廃棄	供準	
		歳入歳出外現金 出納計算書及び 歳入歳出外現金 受払明細書	·歲入歲出外現金出納計算書 書 ·歲入歲出外現金受払明細書 主証拠書類 ·検査書		供託事務	令和〇〇年度歳入歳出外現 金出納計算書等つづり込帳	当該年度の 翌年度から 5年			
		供託カードを管理 するための帳簿	・供託カード管理簿	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託カード管理 簿	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら1年	廃棄		

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	十公粨	分類例 中分類	-	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表10 関連事項)
		地紋紙を管理するための帳簿	・地紋紙管理簿	日高支局	供託事務	名称(小分類) 令和〇〇年度地紋紙管理簿	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら1年	廃棄		備え付けていい
		磁気ディスクを管 理するための帳 簿	・磁気ディスク管理簿	日高支局	供託事務	令和○○年度CD等管理簿	最終の記載 をした年度 の翌年度か ら1年	廃棄		備え付けていい
		保管金提出書	•保管金提出書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度保管金提出書	払渡をした 年度の翌年 度の初日か ら起算して1 0年	廃棄		
		保管金受入受付帳	•保管金受入受付帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度保管金受入受 付帳	最終の記載 をした年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄		
		保管金払渡請求書類つづり込帳	・保管金払渡請求書類つづ り込帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度保管金払渡請 求書類つづり込帳	最終の記載 をした年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄		
		保管金払渡請求受付帳	•保管金払渡請求受付帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度保管金払渡請 求受付帳	最終の記載 をした年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄		
			・保管金小切手原符つづり 込帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度保管金小切手 原符つづり込帳	最終の記載 をした年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄		
		供託事務資料関 係書類	・供託事務資料 ・供託に関する相談・照会・ 回答、資料	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託事務相談・ 照会・回答、資料	最終の記載 をした年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		
		選挙供託に関する文書	・選挙供託の連絡等に関する書類	日高支局	供託事務	令和〇〇年度選挙供託に関する書類	最終の記載 をした年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		
		供託官交替による事務引継書及 び検査書	・供託官交替による事務引 継書及び検査書	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託官交替に よる事務引継書及び検査書	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
			・供託有価証券寄託書原符 つづり込帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託有価証券 寄託書原符つづり込帳	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄		
		OCR供託書に代 わる磁気ディスク	・OCR供託書に代わる磁気 ディスク	日高支局	供託事務	令和〇〇年度OCR供託書に 添付する磁気ディスク	受理の日か ら1年	廃棄		
			・供託金償還請求関係つづ り込帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託金償還請 求関係つづり込帳	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄		
		代供託請求書副 本	•代供託請求書副本	日高支局	供託事務	令和〇〇年度代供託請求書 副本	最終の払渡 をした年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄		
		附属供託請求書副本	•附属供託請求書副本	日高支局	供託事務	令和〇〇年度附属供託請求 書副本	最終の払渡 をした年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄		
		供託カード交付簿	・供託カード交付簿	日高支局	供託事務	令和〇〇年度供託カード交付 簿	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
		ファイル記録済供 託書副本	・ファイル記録済供託書副本	日高支局	供託事務	令和○○年度ファイル記録済 供託書副本	副本ファイ ルに記録し た日から1 年	廃棄		
		月例検査確認書 つづり込み帳	・月例検査確認書つづり込み帳	日高支局	供託事務	令和〇〇年度月例検査確認 書つづり込み帳	当該年度の 翌年度から 3年	廃棄	取扱規程5 1条	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例		分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
			供託事務処理シ	・供託事務処理システム データ修正等つづり込帳	大分類 日高支局	中分類 供託事務	名称(小分類) 令和〇〇年度供託事務処理 システムデータ修正等つづり 込帳	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	7 7 7		
19	遺言書保管に関 する事項	遺言書保管事務 に関すること	遺言書保管に関する照会・回答文書	・遺言書保管に関する照会・回答文書	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度照会·回答	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
			書類の発送接受 について記録した 文書	•送付書類等受発送簿	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度送付書類受発 送簿	当該年度の 翌年度から 3年間	廃棄	遺言書準則 令和2年7 月10日追 加	
			保管証等の用紙 を管理するため の帳簿	•保管証等用紙管理簿	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度保管証等用紙 管理簿	当該年度の 翌年度から 1年間	廃棄	遺言書準則 令和2年7 月10日追 加	
			返戻された遺言 書保管通知に関 する帳簿	・遺言書保管返戻通知関係書類つづり込み帳	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度遺言書保管返 戻通知関係書類つづり込み帳	当該年度の 翌年度から 5年間	廃棄	遺言書準則 令和2年7 月10日追 加	
			再使用証明申出 書類に関する帳 簿	・再使用証明申出書類等つ づり込み帳	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度再使用証明申 出書類等つづり込み帳	当該年度の 翌年度から 5年間	廃棄	遺言書準則 令和2年7 月10日追 加	
			遺言書保管事務 に関する文書	・雑書つづり込み帳	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度雑書つづり込み 帳	当該年度の 翌年度から 1年間	廃棄	遺言書準則 令和2年7 月10日追 加	
			遺言書目録	•遺言書目録	日高支局	遺言書保管事務	遺言書目録	常用	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
			遺言書情報システムの運用等に関する文書	・ICカード管理簿	日高支局	遺言書保管事務	ICカード管理簿	常用	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
				・遺言書情報システムに関する操作マニュアル	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度遺言書情報システム操作マニュアル(現行)	常用	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
				・遺言書情報システムに関する文書	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度遺言書情報システムの運用管理	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
			遺言書保管に関する不正不当事 案に関するもの	・遺言書保管に関する不正 不当事案報告書	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度不正不当関係 書類	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
			遺言書保管官交替による事務引 継書及び検査書	・遺言書保管官交替による 事務引継書及び検査書	日高支局	遺言書保管事務	令和〇〇年度遺言書保管官 交替による引継ぎ報告書	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
			遺言書等の持出 に関する文書	•持出報告書	日高支局	遺言書保管事務	令和○○年度持出報告書	取得の属す る年度の翌 年度の初日 から起算し て1年	廃棄	令和2年7 月10日追 加	
20	人権擁護事務に関する事項	(1)人権擁護委員 の委嘱	人権擁護委員の 委嘱等に関する 文書	・人権擁護委員の委嘱・退 任・解嘱等に係る決裁文書 ・人権擁護委員の増員に係 る決裁文書 ・入権擁護委員の特別定数 に関する文書	日高支局	人権擁護事務	令和○○年度人権擁護委員 の任免	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
		(2)人権擁護委員 の解職	人権擁護委員の 解嘱等に関する 文書	10人自							
		(3)人権擁護委員 の管理	①人権擁護委員 の身分管理に関 する文書	・人権擁護委員証票等交付 簿 ・各種届書(辞任届、紛失届 等含む)	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権擁護委員 各種届出	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
			②人権擁護委員 に関する各種報 告文書	・人権擁護委員の異動等報告 告・人権擁護委員定数報告書・人権擁護委員市町村別定数・実数報告	日高支局	人権擁護事務	令和○○年度人権擁護委員 に関する報告	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄		
			実費弁償金に関する文書	・旅費請求書 ・委員システム出力帳票 ・委員活動実績簿 ・実費弁償金支給調書 ・職務執行結果報告 ・常駐依頼簿兼執務状況簿	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度実費弁償金関 係	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		

頁	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	分類例 中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
	(5)人権擁護委員 に対する栄典・表 彰の授与又はは く奪に関する経緯	対する栄典・表彰 の授与又ははく	・叙位・叙勲候補者の選考に 関する文書 ・叙位・叙勲の伝達に関する 文書 ・整級褒章候補者の選考に 関する文書 ・・・監察の安書の伝達に関する 文書 ・・法務大臣表彰(定時)に関する文書 ・・法務大臣表彰(臨時)に関する文書 ・・法務大臣表彰(臨時)に関する文書 ・・人権擁護局長表彰に関する文書 ・・札幌法務局長表彰等に関する文書 ・・退任委員等に対する法務 大臣任委員を際謝状 ・、と近任委員を開ける ・、法務局長の割け、		人権擁護事務	令和〇〇年度人権擁護委員の表彰	作成のる年度の のる年度の 翌日から 第して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(6)人権擁護委員 の弔慰に関する 経緯		・人権擁護委員の弔慰に関する決裁文書等	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権擁護委員 の弔慰	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(7)人権擁護委員組織体の運営・活動に対する助言・協力	織体の活動・運 営に関する助言・	・全国人権擁護委員連合会 に関する文書 ・北海道人権擁護委員連合 会に関する文書 ・札幌人権擁護委員連合会 に関する文書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権擁護委員 連合会	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
			・人権擁護委員協議会に関する文書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度日高人権擁護 委員協議会	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
	(8)人権啓発に関する重要な経緯	人権啓発事務に おける企画・立 案、実施結果内 容が記録された 文書	・各種啓発活動、講演、人権 教室に関する企画・立案に 関する決裁文書 ・実施結果報告書・アンケート	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度各種啓発活動	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		別表1事項37 を参酌
			• 定期報告文書、統計	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権教室	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				日高支局	人権擁護事務	令和○○年度出前講座	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
			・人権作文コンテストに関する文書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権作文コンテ スト	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
			・人権週間に関する文書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権週間行事	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
			・人権擁護委員の日に関する文書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権擁護委員 の日	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
		会議に検討のた めの資料として提 出された文書	·開催通知 ·配布資料 ·児童虐待防止対策連絡協 議会等 ·結果報告書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度他機関の主催 する連絡会議関係	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
		人権啓発事務等 に関する連絡文 書等	・本局からの情報提供等	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度本局との連絡	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
	(11)人権啓発活 動事業の委託に 関する重要な経 緯	裁文書その他委	·委託申入書 ·実施計画書 ·精算書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権啓発活動 地方委託事業	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
			・人権の花運動に関する文書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権の花運動	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
			・通知文書・実施要領・構成員・報告書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権啓発活動 ネットワーク協議会	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	I // slow	分類例		保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
	(12)統計の作成 及び公表に関す る重要な経緯		•人権侵犯事件統計報告書	日高支局	人権擁護事務	名称(小分類) 令和〇〇年度人権侵犯事件 統計表	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
			•人権相談統計報告書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権相談統計 報告表	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(13)人権侵犯事件に係る調査並びに被害者の救済及び予防に関する重要な経緯	救済手続の記録 に関する文書	•人権侵犯事件記録	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年その他の人権侵 犯事件記録	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て5年	廃棄		別表1事項36 を参酌
			・人権侵犯事件記録	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年告発した人権侵犯 事件記録	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て10年	廃棄		
			•人権侵犯事件記録	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年勧告又は通告した 人権侵犯事件記録	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て10年	廃棄		
	(14)調査救済手 続の管理に関す る経緯	①人権侵犯事件 の受付に関する 文書	•人権侵犯事件受付簿	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年事件簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て10年	廃棄		
		②人権侵犯事件 の調査嘱託によ る文書	・嘱託事件簿	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年嘱託事件簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て3年	廃棄		
		③人権侵犯事件 の中止事案に関 する文書	・中止事件簿	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年中止事件簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て3年	廃棄		
		⑤人権侵犯事件 の資料に関する 文書	•事件関係収集資料	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度事件関係収集 資料	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
				日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度照会・回答	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	(15)人権相談に 関する経緯	人権相談内容に 関する文書	・人権相談票 ・メール相談 ・SOSミニレター ・手紙	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年人権相談に関する 記録	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て3年	廃棄		
		①各種人権相談 強化に関する取 組実施に関する 文書	・子どもの人権110番強化 週間実施要領 ・女性の人権ホットライン強 化週間実施要領 ・各種人権相談強化週間実 施要領 ・社会福祉施設特設相談所 開設実施要領 ・社会福祉事業者との連携 実施要領	日高支局	人権擁護事務	令和○○年度各種人権相談 強化に関する取組	取得の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		
		②各種人権相談 強化に関する取 組の広報に関す る文書	・子どもの人権110番強化 週間広報資料 ・女性の人権ホットライン強 化週間広報資料 ・各種人権相談強化週間広 報資料							
		③各種人権相談 強化に関する取 組の結果に関す る文書	・子どもの人権110番強化 週間結果資料 ・女性の人権ホットライン強 化週間結果資料 ・各種人権相談強化週間結 果資料 ・社会福祉施設特設相談所 開設結果資料 ・社会福祉事業者との連携 結果資料							
	(17)子どもの人 権SOSミニレター に関する経緯	①実施に関する文書	SOSミニレター実施要領	日高支局	人権擁護事務	令和○○年度SOSミニレター	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		
		②制作及び発送 に関する文書	・SOSミニレター制作及び発送資料							

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
			③結果に関する 文書	・SOSミニレター結果資料	大分類	中分類	名称(小分類)		1-14/旧位		
			大音								
	修に関する事項	(18)人権擁護委員に対する研修の計画・実施	①人権擁護委員 に対する研修の 計画・実施に関す る文書	・人権擁護委員に対する研修の計画に関する文書 ・人権擁護委員に対する研修の実施に関する文書	日高支局	人権擁護事務	令和〇〇年度人権擁護委員 の研修	3年	廃棄		
21	不動産登記に関すること	不動産登記事務に関すること	①登記等の管轄 区域に関する文 書	•管轄区域指定書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年管轄区域指定書	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て10年	廃棄		
			②登記官認印に 関する文書	•登記官認印簿	日高支局	不動産登記事務	登記官認印簿	取得の日の属する年の翌年の初日から起算して30年	廃棄		
i			③登記官交替に 関するもの	・登記官交替の報告書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年登記官交替の報 告書	取得の日の属する年の翌年の初日から起算して1年	廃棄		
			④移送書に関するもの	•移送書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年移送書	取得の日の属する年の翌年の初日から起算して1年	廃棄		
			⑤受領書に関するもの	•受領書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年受領書	取得の日の属する年の翌年の初日から起算して1年	廃棄		
			⑥事務停止に関 する文書	・事務停止の具申書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年事務停止の具申 書	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て1年	廃棄		
			⑦登記簿等の持 出に関する文書	・登記簿等の持出の報告書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年登記簿等の持出 の報告書	取得の日の属する年の翌年の初日から起算して1年	廃棄		
			⑧登記簿滅失に 関するもの	・登記簿滅失の申報書及び 具申書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年登記簿滅失の申 報書及び具申書	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て1年	廃棄		
			⑨地図等の滅失 に関する文書	・地図滅失の申報書及び具 申書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年地図滅失の申報 書及び具申書	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て1年	廃棄		
				*地図等の滅失のおそれの 措置に関する具申書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年地図等の滅失の おそれの措置に関する具申書	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て1年	廃棄		
			⑩地図の備付けに関する文書	・準則14条の報告書の写し	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年地図等関係報告 書等つづり込帳	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て10年	廃棄		
				・準則14条の報告書の写し (地図として備え付けたもの を除く)	日高支局	不動産登記事務	地図等関係報告書等未済等 つづり込帳	常用	廃棄	令和2年4 月1日小分 類名称変更	
			⑪郵送申請に関するもの	・郵送等による登記申請書 受付簿	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年郵送等受付簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て1年	廃棄		
			①除却目録に関するもの	・除却登記簿目録つづり込帳	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年土地除却登記簿 目録つづり込帳	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て30年	廃棄		
					日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年建物除却登記簿 目録つづり込帳	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て30年	廃棄		
				・除却図面目録つづり込帳	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年土地除却図面目 録つづり込帳	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て5年	廃棄		

		大分類	中分類	名称(小分類)		了時の措置		
		日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年建物除却図面目 録つづり込帳	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て5年	廃棄		
③照会及び回答 に関する文書	・捜査関係事項照会(刑事 訴訟法第197条第2項に基 づくもの)	日高支局	照会·回答	令和〇〇年度捜査関係事項 照会(刑事訴訟法第197条第 2項に基づくもの)	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	·登記関係照会·質疑·応 答·処理事例	日高支局	照会·回答	令和〇〇年度登記関係照会・ 質疑・応答・処理事例	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年		不登準 令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
(4)登記の職権更 正許可に関する 文書	·登記更正許可申出書 ·(不)許可書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年登記更正、許可、 承認	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て1年	廃棄		
	・職権更正登記事件簿(簡 易)	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年度職権更正登記 事件簿(簡易)	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
	·登記更正承認申出書(簡 易)	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年度登記更正承認 申出書(簡易)	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
⑤登記手数料に 関する文書	・登記手数料関係書類つづ り込み帳	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年度登記手数料償 還請求関係書類つづり込み帳	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
16登記の職権抹 消報告関係書類	・登記の職権抹消報告関係 書類	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年登記の職権抹消 報告	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て5年	廃棄		
①登記に関する 帳簿及び書類の 廃棄認可に関す る文書	•廃棄認可書	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年登記に関する帳簿 及び書類の廃棄認可	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て5年	廃棄		
18抵当証券の交付及び作成に関する文書	•抵当証券用紙受払簿	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年抵当証券用紙受 払簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て2年	廃棄		
	・書き損じ抵当証券用紙つづり込帳	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年書き損じ抵当証券 用紙つづり込帳	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て2年	廃棄		
	・抵当証券用紙請求書等つ づり込帳	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年抵当証券用紙請 求書等つづり込帳	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て2年	廃棄		
⑨登記済証に関 するもの	・交付不能登記済証つづり	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年交付不能登記済 証つづり	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て10年	廃棄		
②不動産登記に 関するもの	・不動産登記事務処理に関する通知・連絡関係書類・登記情報提供依頼申出書・登記情報提供依頼申出書受付帳	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年度登記事務処理 に関する 通知・連絡書類	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
②実地調査に関するもの	・実地調査簿	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年度実地調査簿	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
②確定日付に関する文書	・確定日附簿	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年確定日附簿	当該帳簿に 最終の記載 をした翌日 から7年	廃棄		
	・確定日附付与請求書つづり込み帳	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年確定日附付与請 求書つづり込み帳	取得の日の属する年の翌年の初日から起算して1年	廃棄		
②乙号業務委託 に関する文書	・乙号業務委託に関する文書 ・契約に関する文書 ・業務処理に関する文書 ・日報	日高支局	乙号委託	令和〇〇年度乙号業務委託 関係書類	作成した日 の属する年 度の翌年度 の初日から 起算して5 年	廃棄		

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	十八拓	分類例	夕升(小八粞)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)						
		②登記情報提供 依頼に関するも の	•登記情報提供依頼申出書	大 <u>分類</u> 日高支局	中分類 不動産登記事務	名称(小分類) 令和〇〇年度登記情報提供 依頼申出書つづり込み帳	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更							
			·登記情報提供依頼申出書 受付帳	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年度登記情報提供 依頼申出書受付帳	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更							
		②登記に関する 不正不当事案に 関するもの	・登記に関する不正不当事 案報告書	日高支局	不動産登記事務	令和○○年度不正不当事案 関係書類	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更							
		您筆界特定に関する文書	•筆界特定相談票	日高支局	筆界特定	令和○○年筆界特定相談票	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て10年	廃棄								
		⑦登記に関する 帳簿及び書類の 保管に関する文 書	・申請書類つづり込み帳開封承認簿	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年度申請書類つづり 込み帳開封承認簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更							
			・請求書類つづり込み帳開 封承認簿	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年請求書類つづり込 み帳開封承認簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て1年	廃棄								
			•施錠書庫等鍵収受簿	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年度施錠書庫等鍵 収受簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	平成30年8 月印紙に係 る不正防止 対策の行動 基準							
		¹³⁸ 法定相続人情報提供依頼書に関するもの	・提供依頼書 ・提供依頼書の添付書類 ・管轄外登記所からの提供 依頼書の写し	日高支局	不動産登記事務	令和〇〇年法定相続人情報 提供依頼書	受付の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て1年	廃棄								
	(1)登記情報システム等の運用に 関するもの	ス 登記情報システニ 公等の連用等に 関する文書	・登記情報システムに関する 操作手引書・登記情報システムに関する 端末メッセージ集・登記情報システムに関する		登記情報システム運 用管理	登記情報システムに関するマニュアル類(現行)	常用	廃棄		別表1事項23 を参酌						
					記入例集	日高支局	登記情報システム運 用管理	令和〇〇年度登記情報システムに関するマニュアル類(非現行)	改版のあった日に係る 特定日以後 3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更					
			・地図情報システム操作手引書等 ・地図情報システム登記所 運用マニュアル ・地図情報システム端末操	日高支局	地図情報システム運 用管理	地図情報システムに関するマニュアル類(現行)	常用	廃棄	令和2年4 月1日小分 類名称変更							
				作におけるQ&A集 ・地図情報システム端末操 作簡単マニュアル	日高支局	地図情報システム運 用管理 ムに関するマニュアル類(ま現行)	ムに関するマニュアル類(非	改版のあった日に係る 特定日以後 3年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更						
										・登記情報システムに関する 照会・回答	日高支局	登記情報システム等	令和○○年度登記情報システムに関する照会・回答	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更
			・プログラム修正管理票	日高支局	登記情報システム等	令和○○年度プログラム修正 管理票	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更							
			•外字管理台帳	日高支局	登記情報システム運用管理	令和○○年度外字管理台帳	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して30年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更							
			・登記官カード管理簿	日高支局	登記情報システム等	登記官カード管理簿	常用	廃棄								
					・登記官カード送付書 ・登記官カード受領書 ・登記官カード返還書 ・登記官カード失効届出書	日高支局	登記情報システム等	令和○○年度登記官カード送付書等	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更					
			・法務省管理の外部電磁的 記録媒体の利用許可媒体等 管理簿		登記情報システム等	令和〇〇年度法務省管理の 外部電磁的記録媒体の利用 許可媒体等管理簿	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更							

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型		分類例				保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
				• 官職証明書カード交付簿	大分類 日高支局		名称(小分類) 令和〇〇年度官職証明書 カード交付簿(現行)	取得した日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年		令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
					日高支局		令和○○年度官職証明書 カード交付簿 (非現行)	現行でなく なった日本の 属する年度の 初日から 算して10年	廃棄	令和2年4 月1日から 年度管理に 変更	
23	商業・法人登記 に関すること	商業・法人登記 事務に関すること	印鑑カード管理 簿	・印鑑カード管理簿	日高支局	商業·法人登記事務	令和〇〇年印鑑カード管理簿	作成の日の 属する年の 翌年の初日 から起算し て3年	廃棄		